

令和7年度 誰でも通園制度（乳児等通園支援事業） スケジュールイメージ

	4月			5月			6月			7月			8月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
幼保政策課	市補助金要綱の策定			実施事業者の認可審査部会 (補助対象者の選定)			利用者の募集			・対象者を確認 (利用希望多数の場合のみ、市で抽選) ・対象者へ通知 (誰でも通園総合支援システムIDを付与)					
	認可事業者の募集 (補助事業者の募集)			実施事業者として認可の決定 (定款の変更確認後)											
認定子ども園等	事業実施の応募			定款の変更 (実際のこどもの受入れを開始するまでに変更)						・面談 ・利用契約 (利用の決定)			準備が整い次第、こどもの受入れを開始		

■ 定款について、第二種社会福祉事業「乳児等通園支援事業」の実施が確認できることが必要とされているため、こどもの受入れまでに変更